

令和元年8月7日 日本小児科医会記者懇談会

成育基本法の**成立**と 関連する**諸施策**について



参議院議員・小児科専門医

自見はなこ

本日本話する内容

- ①「成育基本法」成立のご報告
- ②CDR(チャイルド デス レビュー)について
- ③性に関する教育の充実、オンライン診療の適切な運用について
- ④難聴対策推進議員連盟について
- ⑤液体ミルク「赤ちゃん防災プロジェクト」
- ⑥「児童の養護と明るい未来を考える議員連盟」等

「成育基本法」の経緯

平成18年3月 日本医師会・乳幼児保健検討委員会 答申

平成20年1月 日本医師会・小児保健法検討委員会 答申

平成24年8月 日本医師会・周産期・乳幼児保健検討委員会

- ①生命・健康教育
- ②子育て環境の支援体制の構築
- ③母子健康健診と保健指導の充実
- ④周産期医療体制の充実
- ⑤養育者を育児への参画を支援する体制の充実
- ⑥国際標準を満たす予防接種の充実
- ⑦妊娠・出産・子育てへの継続支援のための拠点整備及び連携



▲平成30年12月 超党派「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」総会

超党派「成育基本法推進議員連盟」

趣旨

- 妊娠期におけるサポートに始まり、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期までの成育過程において、日本の子ども一人一人の健やかな発育を目指すため、個別の医療のほか、公衆衛生学的な視点や、教育や福祉などの連携も含んだ上での、妊娠期から切れ間なく続く子どもたちの成長を、養育者を含めて社会全体でサポートする環境の整備が必要。成育過程にある者及びその養育者や関係者のために必要とされる諸事業を一層推進するための基本法(理念法)として、「成育医療等基本法」の制定を目指してきた。(第197臨時国会にて、法案成立(2018/12/08))

これまでの経過

第1回(5/22): 設立総会

第2回～第5回(6/12～9/26): 「妊娠期からの切れ目のない支援」等をテーマに、虐待防止、予期せぬ妊娠へのサポート、低体重児予防などについて、専門家からのヒアリングを実施。

第6回(10/9): 専門家ヒアリングに加え、法案骨子案(原案)を提示

第7回(10/30): 骨子案議論、役員会一任を了承

役員会(11/7): 骨子案了承、今後のスケジュール確認

◎法案成立(12/8)◎

第8回(12/17): 法案成立のご報告・議連の名称変更など(予定)

議員連盟役員(一部)

会長 河村建夫

会長代行 羽生田たかし ほか

幹事長 秋野公造(公明)

事務局長 自見はなこ



今後の流れ

- 引き続き、成育医療等協議会の設置や、閣議決定事項である基本方針について、超党派でフォローアップを行っていく。

法案の主な項目

- 目的: 成育医療等の施策の切れ目のない推進など
- 定義: 「成育過程」等
- 基本理念: 個人としての尊厳の尊重/科学的知見の必要性など
- 国・地方自治体・保護者・医療関係者等の責務
- 法制上・財政上の措置
- 成育医療等基本方針
- 基本的施策: 小児医療等の支援、環境整備、普及啓発など



(自見はなこ事務所作成)

成育医療等基本法 超党派議連設立 平成30年5月22日



参议院厚生労働委員会 平成30年11月15日



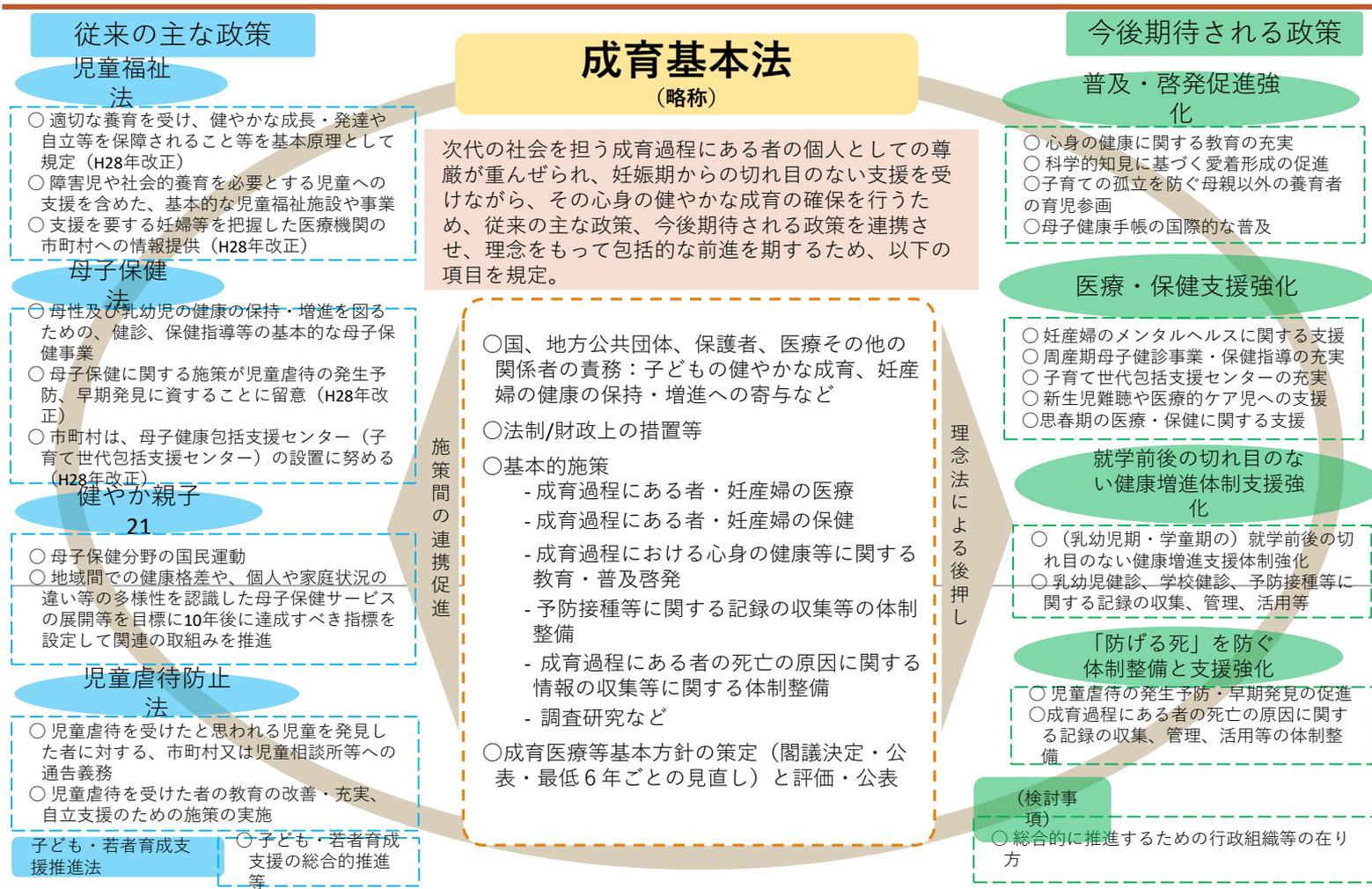
自民党厚生労働部会 法案審査 平成30年11月16日



平成30年12月8日未明 成育基本法可決・成立



「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」によって実現を目指す政策群



成育基本法（略称）について

公布日：平成30年12月14日

名称

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

- 定義
- 基本理念
- 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- 関係者相互の連携及び協力
- 法制上の措置等
- 施策の実施の状況の公表
- 成育医療等基本方針の策定（閣議決定・公表・最低6年ごとの見直し）と評価
- 基本的施策：
 - 成育過程にある者・妊産婦に対する医療／成育過程にある者等に対する保健／教育及び普及啓発／記録の収集等に関する体制の整備等／調査研究
- 成育医療等協議会の設置

施行日

公布から一年以内の政令で定める日

成育基本法の構成

第一 総則

- 一、目的
- 二、定義
- 三、基本理念
- 四、国の責務
- 五、地方公共団体の責務
- 六、保護者の責務等
- 七、医療関係者の責務
- 八、法制上の措置等

▶ 第二 成育医療等基本方針等

- 一、成育医療等基本方針
- 二、医療計画などに記載
- 三、評価と公表

▶ 第三 基本的施策

- 一、妊産婦及び乳幼児の医療及び保健に関する支援
- 二、小児医療に関する支援
- 三、小児保健に関する支援
- 四、成育過程における健康に関する教育及び普及啓発
- 五、予防接種等に関する記録の収集等に関する体制の整備
- 六、死因に関する記録の収集等に関する体制整備
- 七、調査研究
- 八、施策相互間の連携

▶ 第四 成育医療等協議会等

- 一、成育医療等協議会の設置
- 二、協議会の組織及び運営

▶ 第五 施行期日等

若年者の出産数、中絶数と中絶選択率 (2016年度全国)

厚生労働省平成28年度衛生行政報告例 と 平成28年人口動態調査 より作図

年齢(歳)	出産数A	中絶数B	中絶選択率 B/(A+B)%
<15	* 46	220	83%
15	* 143	619	81%
16	* 570	1,452	72%
17	* 1,437	2,517	64%
18	2,897	3,747	56%
19	6,002	6,111	50%
<20	11,095	14,666	57%
20-24	82,169	38,561	32%
全年齢	976,978	168,015	15%

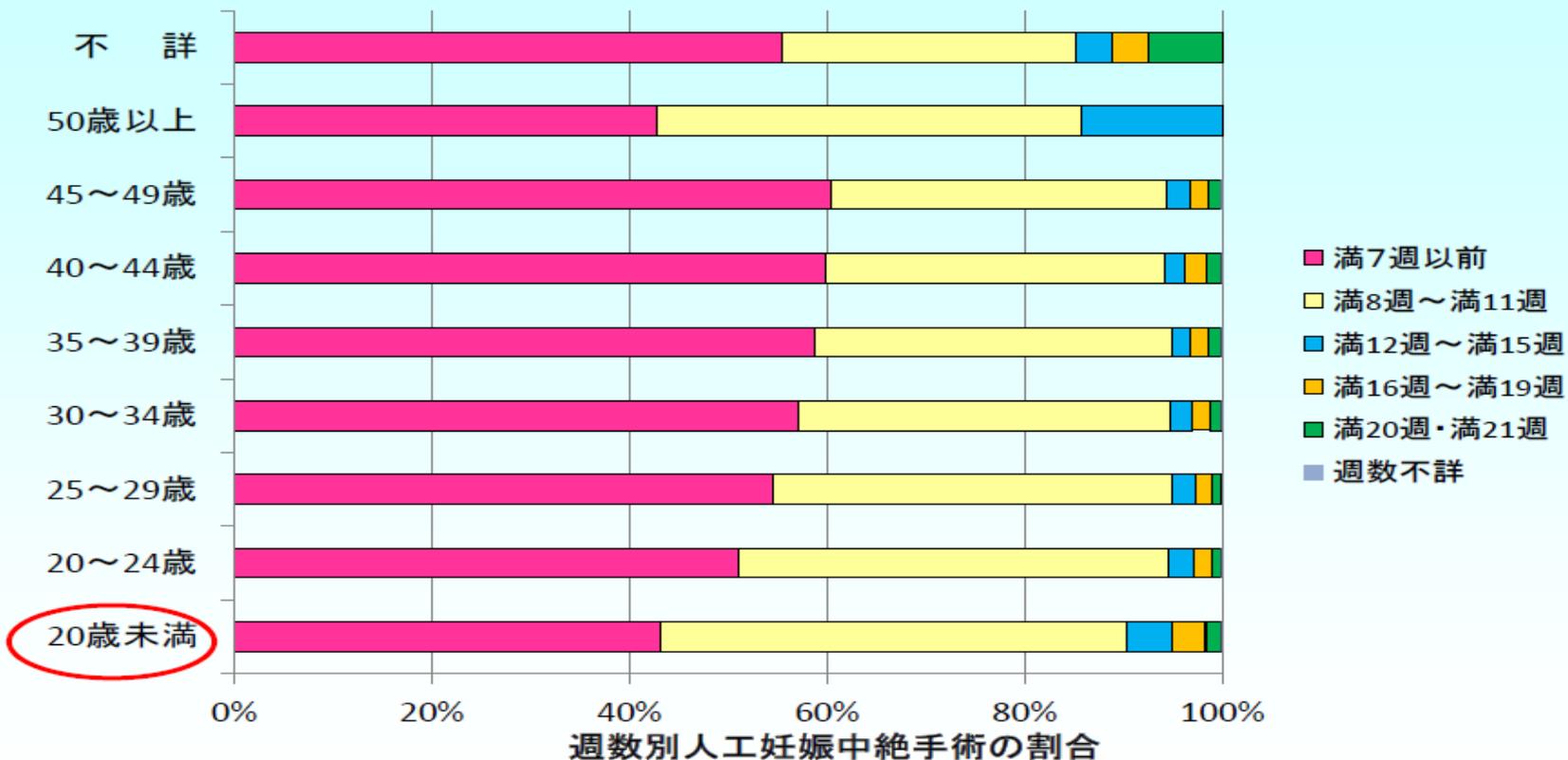
● 13歳未満中絶 12名
性交同意年齢は13歳

* 14歳以下:1名は第二子出産
15歳: 3名は第二子出産
16歳: 12名は第二子出産
17歳: 74名が第二子、4名が第三子出産



平成30年9月26日超党派「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」第5回総会
日本産婦人科医会常務理事 安達知子先生講演資料より

年齢階級別人工妊娠中絶週数の比較（2016年度）

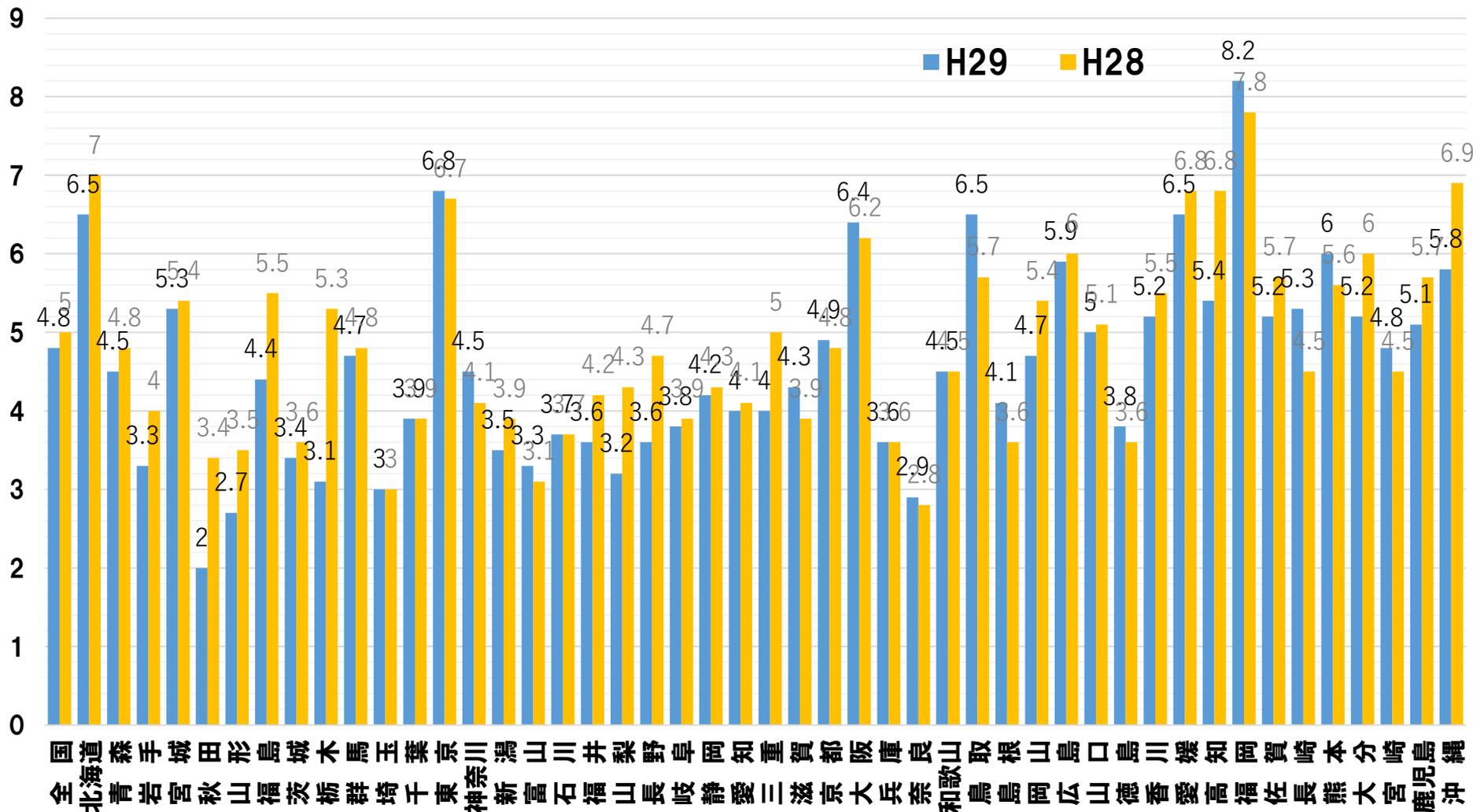


平成28年度衛生行政報告例より作図
若年者ほど、体に負担のかかる中絶手術を受けている

平成30年9月26日超党派「成育医療等基本法成立に向けた議員連盟」第5回総会
 日本産婦人科医会常務理事 安達知子先生講演資料より



19歳以下の人工妊娠中絶率(女子人口千対) 都道府県別(H29、H28の比較)



背景説明 児童生徒を取り巻く状況の変化

近年、情報化、国際化などによる社会環境や生活環境の急激な変化は、子供の心身の健康に大きな影響を与えており、学校生活においても生活習慣の乱れ、感染症、アレルギー疾患、いじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題や薬物乱用などの健康課題に加え、ギャンブル等依存症、JKビジネス問題を含む性的逸脱行動などの新たな健康課題等が顕在化している。

目的・目標

- 現代的な健康課題に対し、学校、家庭、地域社会が連携して取り組み、学校保健機能の強化を図ること。
- 学校保健の中核となる養護教諭の資質を向上させること。

(1) 学校における現代的な健康課題解決支援事業

都道府県・指定都市における「課題解決計画」を作成し、その計画に基づき、学校・家庭・地域の医療機関等からなる「地域検討委員会」等を設置し、課題解決に向けた取組を実施する。

都道府県・指定都市教育委員会

「協議会」の開催

- ・「課題解決計画」の策定
- ・地域における課題の把握
- ・支援体制の検討
- ・事業成果の検証(構成(例))
- 教育委員会、学校医等、医療関係者、PTA関係者等

指導・助言

報告

地域における「地域検討委員会」等の設置

- 「課題解決計画」に基づき、具体的な取組を実施(例)
- ・地域の教員、保護者、児童を対象とした講演会の開催
- ・啓発パンフレットの作成
- ・課題解決に向けた調査研究
- ・各学校へ支援チームを派遣

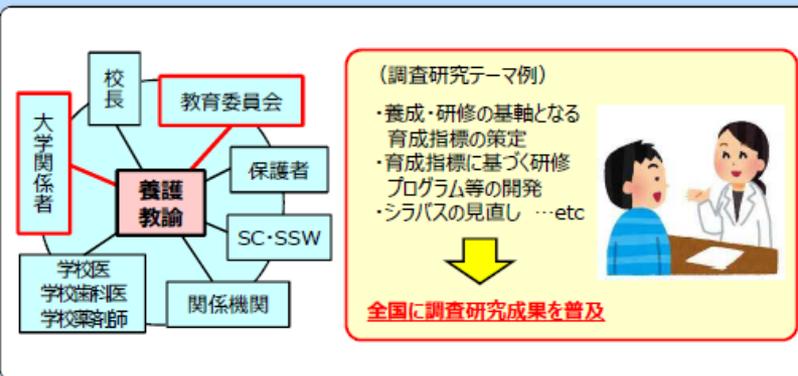


事業成果のとりまとめ

域内に事業成果を普及

(2) 養護教諭育成支援事業

養成・採用・研修の一体的改革が必要との認識の下、都道府県教育委員会若しくは指定都市教育委員会又は養護教諭の免許状に関する教職課程の認定を受けた大学・短期大学の参加を必須とする協議会を設置し、養護教諭の養成・採用・研修の各段階における資質向上策について調査研究を実施する。



成果、事業を実施して
期待される効果

「組織体制」と「人材育成」の両面を総合的に支援をすることにより、さらなる学校保健の充実が期待される

参議院厚生労働委員会 令和元年5月16日

産婦人科医等を外部講師に招いた性に関する教育、
オンライン診療の適切な運用等について質問



「オンライン診療の適切な実施に関する指針」第1回見直し(案)のポイント

- 近年の情報通信技術等の著しい進歩により、オンライン診療に対する現場の要請が高まってきたことに伴い、平成30年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が発出された。
- 規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、オンライン診療のルールに関して技術の発展やエビデンスの集積状況に応じて、ガイドラインを少なくとも一年に一回以上更新するとされており、今回初めての改訂を行なったもの。

1. 指針の対象

オンライン受診勧奨、遠隔健康医療相談における医学的判断や医療相談の内容、実施可能な行為について、一部不明瞭な点がある



- 遠隔健康医療相談の実施者を医師と医師以外に分けて整理
- **実施可能な行為の対応表**の作成
- 患者が看護師等という場合において、**医師が看護師等に診療の補助行為を指示する場合は指針の対象**

2. オンライン診療の提供に関する事項

初診対面診療の原則の例外とする状況について、より現実に即した検討が必要



- 地域の常勤医が1人のみである場合等において、**医師の急病等により代診を立てられず患者の診療継続が困難となる場合**、二次医療圏内における他の医療機関の医師が初診からオンライン診療を行うことが可能
- 主に**健康な人を対象にした診療（健診等）**で、対面診療においても一般的に同一医師が行う必要性が低いと認識されている診療を行う場合は、**特定の複数医師が交代可能**
- **患者が医師という場合**、情報通信機器を通じて診療を行う**遠隔にいる医師は初診可能**

初診対面診療の原則の例外とする診療内容に関して、禁煙外来以外の検討が必要



- 一定の条件の下（※）で**緊急避妊薬も初診対面診療の例外として初診から処方可能**
（※）十分に対面診療を促しながらも、地理的要因がある場合や女性の心理的な状態にかんがみて対面診療が困難であると判断した場合のみ

現にオンライン診療を行っている場合に生じた症状に対し、より柔軟な対応が必要



- 新たな症状の変化があった場合において、**速やかな受診が困難かつ、発症が容易に予測され、あらかじめ診療計画に記載がされている場合**、医薬品を処方する事が可能

3. オンライン診療の提供体制に関する事項

患者が医療関係者という場合について、整理が必要



- **患者が看護師等という場合のオンライン診療に関して（D to P with N）**
 - ・ 医師は、オンラインで**看護師等に診療の補助行為を指示することが可能**
 - ・ **看護師等は**、注射や点滴等の**治療行為**や新たな症状等に対する**検査を実施可能**
- **患者が医師という場合のオンライン診療（D to P with D）**
 - ・ **患者のそばにいる医師は**、すでに直接の対面診療を行っている**主治医等**とする
 - ・ 遠隔にいる高度な技術・専門性を有する医師による診察・診断・手術等が可能
 - ・ **診療の責任主体は、原則として従来から診療している主治医等**にある

なりすまし医師によるオンライン診療の実施など、不適切なオンライン診療の報告がなされている



- オンラインシステム事業者、医師、患者それぞれの**責務を明確化するほか、医師、患者双方の本人確認を徹底**

難聴対策推進議員連盟

設立趣意(要旨)

先天性、後天性、加齢性など原因別のきめ細かな難聴対策を推進すること等を目標に設立。

これまでの経緯

2019年4月10日 設立総会

テーマ:「患者の立場から見たわが国の難聴児対策について」、「海外の難聴医療について」

2019年5月15日 第2回総会

テーマ:「WHOにおける難聴対策の現状について」、「わが国における難聴対策の現状について」

2019年5月28日 第3回総会

テーマ:「日本耳鼻咽喉科学会の取り組みについて」、「自治体単位での先進的取り組みの紹介(長野県、静岡県)」

2019年6月4日 第4回総会

テーマ:「療育、手話、言語聴覚士の課題について」、「小児期に関する中間提言とりまとめ」

2019年6月6日 厚生労働大臣、文部科学大臣への提言申し入れ

2019年6月6日提言(新生児期・小児期)

先天性難聴は、1000人に1人と、先天性疾患の中でも発生頻度が高いにもかかわらず、公費負担による新生児聴覚検査の実施率は低く、また新生児難聴をめぐる医療体制、療育体制、教育体制などには地域により差がみられる。新生児期・小児期の難聴対策の充実を強く要望する。

今後の予定

- 2019年7月以降 認知症予防、補聴器等の医療機器も含む高齢者の難聴対策
- 2019年末 難聴対策の理念「ジャパンヒアリング ヴィジョン」(仮称)発表

議員連盟役員(一部)

会長	石原伸晃
会長代行	上川陽子
会長代理	富岡勉
副会長	武見敬三
幹事長	大塚拓
常任幹事	羽生田たかし
幹事	安藤たかお 今井絵理子
事務局長	自見はなこ
事務局次長	宮路拓馬



▲2019.4.10設立総会



▲2019.6.6柴山文科大臣への提言



▲2019.6.6根本厚労大臣への提言

「乳児用液体ミルクの普及を考える会」

発起人：野田聖子、田村憲久、金子恭之、森まさこ、大沼みずほ、吉川ゆうみ、木村弥生、自見はなこ、(敬称略)

- 乳児用液体ミルクに関しては、国内での厚生労働省所管の食品衛生法の法令において成分規格等が設定されておらず、消費者庁所管の表示許可基準も設定されていなかったため、国内で母乳代替品としての製造・販売ができない状態が続いていた。
- 平成28年4月の熊本地震において、日本フィンランド友好議員連盟(現会長：森まさこ参議院議員)が中心となり、緊急的にフィンランド製液体ミルク約5000パックを保育施設で配布した。
- 平成28年5月に「乳児用液体ミルクの普及を考える会」(呼びかけ人代表：野田聖子衆議院議員)を発足し、国内での製造販売に向けて、議員活動を続けてきた。

平成30年8月8日

法令改正を実現しました！

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に規格基準を追加(厚生労働省)
特別用途食品における乳児用液体ミルクの許可基準(告示)を設定(消費者庁)

平成29年7月11日
塩崎厚労大臣(当時)
に申し入れを行う



平成28年12月21日

日本防災士会からも早期実現の要望書！

日本防災士会地方議員連絡会から塩崎基久厚生労働大臣・橋本岳厚生労働副大臣
に乳児用液体ミルク解禁への協力要請書を手交



平成30年11月19日

北海道胆振東部地震を受けて、動きました！

日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)「赤ちゃん防災プロジェクト」始動



平成31年1月31日

厚生労働省から承認がありました！

江崎グリコ(株)、明治(株)の各1製品について、安全規格に係わる厚労大臣承認

平成31年3月5日

消費者庁から許可がありました！

江崎グリコ(株)、明治(株)の各1製品について、健康増進法に基づく表示を許可



国内初の乳児用液体ミルク発売！今後の普及にも尽力します！

▲平成30年11月19日、厚生労働省にて、赤ちゃん防災プロジェクト発足記者会見。中村丁次日本栄養士会長(左から3人目)をはじめ、自治体での取り組みをリードする成澤廣修文京区長(左端)とも連携して、これからも頑張ります！

赤ちゃん防災プロジェクト

～JAPAN PROTECT BABY IN DISASTER PROJECT～

赤ちゃんにとって**最良の栄養源は母乳**です。

災害大国の我が国にあって、災害の時に大事なことは、ママと赤ちゃんが元気であることです。ママが疲れてしまい、母乳が減ったり、一時的に止まったりした場合には、おっぱいを吸わせられるよう、安心して授乳できるプライベートな空間を確保できるよう配慮しましょう。吸わせ続けることで、また出てくるようになります。

また、母乳不足や母親の疲労が認められる等、総合的に母子の状況を判断し、必要に応じて母乳代替食品による授乳を検討することも大切です。

母乳の代替食品である粉ミルク^{※1}と液体ミルク^{※2}を使い捨て哺乳瓶や乳首等を災害時に備えておくのは特に生後6カ月未満の赤ちゃんの命を守るためには大変重要なことです。

日本栄養士会災害支援チームは、災害時の赤ちゃんの命を守るために、「**赤ちゃん防災プロジェクト**」を発足しました。



※1: 乳児用調製粉乳 ※2: 乳児用調製液状乳

【主体(事務局)】 日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)

【特別協力】 特定非営利活動法人 日本防災士会

【後援】

内閣府政策統括官(防災担当)、厚生労働省、農林水産省、総務省消防庁、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益社団法人日本産婦人科医会、一般社団法人日本周産期・新生児医学会、公益社団法人日本小児科医会、公益社団法人日本小児科学会、一般社団法人日本小児救急医学会、公益社団法人日本小児保健協会、一般社団法人日本新生児成育医学会、公益社団法人日本母性衛生学会、一般社団法人日本乳業協会

赤ちゃん防災プロジェクト概要

災害時の乳幼児の栄養確保と保護の観点から、授乳婦や乳幼児に対する避難所の環境整備および母乳代替食品(粉ミルク^{※1}・液体ミルク^{※2})の備蓄、提供について、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)が主体となり、関係機関・団体等との連携のもと、推進してまいります。

①手引きの作成・配布

災害時における乳幼児の栄養支援に関する手引きの作成および周知、「災害時に乳幼児を守るための栄養ハンドブック」を作成し、自治体等を通じた周知や配布を行います。

②災害時の乳幼児の栄養・食支援に向けた地域防災活動の支援

特定非営利活動法人日本防災士会と連携し、地域の防災計画における備蓄推奨や、研修会実施等の地域防災活動の支援を行います。

③母乳代替食品(粉ミルク^{※1}・液体ミルク^{※2})の備蓄推進、災害発生時の特殊栄養食品ステーションを通じた搬送と提供

平時の各地域における災害対策活動において、母乳代替食品(粉ミルク^{※1}・液体ミルク^{※2})の備蓄推奨を行います。また、災害発生時には特殊栄養食品ステーションを通じた搬送や提供を行います。

※1:乳児用調製粉乳 ※2乳児用調製液状乳

「赤ちゃん防災プロジェクト」発表

日本栄養士会 災害支援チーム

平成30年11月19日 厚生労働省にて記者会見



液体ミルク 災害備蓄へ

製品化 来春にも発売

日本栄養士会などがつくる「赤ちゃん防災プロジェクト」は19日、厚生労働省で記者会見し、乳児用液体ミルクを災害時の救済物資として備蓄する取り組みを進めると発表した。大手菓子メーカー「江崎グリコ」が液体ミルクの製品化に成功し、来春にも国内での販売が始まる見通しで、普及が加速しそうだ。

液体ミルクは乳児に必要なたんぱく質やビタミン、ミネラルを母乳に近い成分でまかなうことができる。開封後は常温で保存でき、密封が容易で、持ち運びがしやすい。また、賞味期限が長く、災害時の備蓄に適している。江崎グリコは、国内で初めて販売されている液体ミルクの製品化を進め、江崎グリコによる、商品名は紙パッキン容器で、0～1歳児向けに1本150g、1本100g、価格は未定だが、粉ミルクより割高になる見通しだ。

同プロジェクトは、国内メーカーと連携して避難所への備蓄を進める。江崎グリコによると、商品は紙パッキン容器で、0～1歳児向けに1本150g、1本100g、価格は未定だが、粉ミルクより割高になる見通しだ。

安倍首相の19日（午前）10時37分、皇居帰りの記者会見で、11時23分、森田首相、52分、北村内閣情報官が、

【午後】0時50分、加藤寛治

液体ミルクと粉ミルクの比較

	液体ミルク	粉ミルク
長所	<ul style="list-style-type: none"> 封を開けてすぐに使える お湯などを持ち歩く必要がなく、外出時に持ち運びやすい 哺乳瓶が必要ない商品もある 	<ul style="list-style-type: none"> 調乳時に必要量を調整できる 1回あたりの価格が液体ミルクに比べて安い
短所	<ul style="list-style-type: none"> 開封後は飲みきらなければならず、飲み残しが生じやすい 価格が粉ミルクに比べ割高 	<ul style="list-style-type: none"> お湯で溶かして冷ます必要があり、すぐに飲ませられない
品質保持期間（未開封）	6か月～1年を想定	約1年半

● 液体ミルク知識の普及啓発

● 地域防災計画へ



乳児用液体ミルク (赤ちゃんミルク)

世界各國の粉ミルクと液体ミルクの販売量の割合

国	粉ミルク (%)	液体ミルク (%)
アメリカ	93	7
ドイツ	63	37
フランス	69	31
中国	79	21
インド	30	70
日本	29	71

育児先進国の北欧では液体ミルクの利用者が多く、特に、フィンランドでは液体の割合が9割を超えます。

液体ミルクの準備から、授乳までの手順

- 1 液体ミルクと消毒した哺乳瓶を用意
- 2 液体ミルクを開封する
- 3 哺乳瓶にうつす

5秒程度で準備完了

乳児用液体ミルクを使用したいシーン TOP5 (調査結果)

順位	シーン	割合 (%)
1位	外出時に授乳するとき	61.8
2位	災害時などの緊急時	49.6
3位	水や電源などがなくて困りかねて買ってしまうとき	41.0
4位	授乳者が体調不良のとき	31.6
5位	外出する際など急いでいるとき	28.3

※母乳は赤ちゃんにとって最良の栄養

乳児用液体ミルクに関する制度改正に向けたこれまでの動き

年	内容
2009年	4月 第一号認定乳児医療費助成制度の創設に伴って乳児医療費助成の対象となる
4月	4月 乳児医療費助成の対象となる
2014年	4月 乳児医療費助成の対象となる
2017年	7月 乳児医療費助成の対象となる
2018年	3月 乳児医療費助成の対象となる

液体ミルクとは(正式名称: 乳児用調製液状乳)

- 新生児から飲ませることができる。
- 調乳済みのミルクの状態で使っており、お湯や水を加えずに、飲むことができます。
- 飲み水と区別し、専用の容器に保管する必要があります。
- 新鮮な、密封されているものを多く、缶に開封しに入れて飲ませます。
- 鮮度で新鮮に消費され、賞味期限可。賞味期限は、開封後でも約1週間です。
- 欧米では自治体の社会福祉などの機関として、1970年代から普及。
- 日本では、自治体法改正され、今後普及が期待される予定。

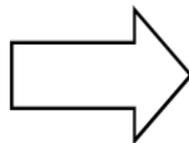
赤ちゃんの健康のために、赤ちゃんの健康のために、赤ちゃんの健康のために、赤ちゃんの健康のために。

〇プッシュ型支援による物資調達

【対象品目】

プッシュ型支援により被災都道府県に供給する品目は、従来は食料、毛布、育児用調整粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品であったが、令和元年5月の中央防災会議等により、育児用調整粉乳を乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルクにした。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
育児用調整粉乳	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者



品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体ミルク	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

虐待：「新しい社会的養育ビジョン」と 「児童の養護と明るい未来を考える議員連盟」



加藤厚生労働大臣へ緊急申し入れ



参議院厚生労働委員会にて 虐待について質問



ご静聴ありがとうございました

ラジオ番組 放送中!

すくすく育て★
★子どもの未来
健康プロジェクト

《出演》

白見はなこ

番組ナビゲーター

ニッポン放送 毎週日曜 6:04~6:13 放送

ABCラジオ 毎週日曜 6:20~6:29 放送

九州朝日放送 毎週土曜 6:15~6:24 放送

